

岩手県告示第45号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限	
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所		
岩手県第 267号	炭酸カルシウム肥料	53炭酸カルシウム肥料	アルカリ分	53.0 %	肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	東北重炭工業株式会社	岩手県一関市 大東町猿沢字 金取南沢89番 地の2	令和11年 9月26日
岩手県第 285号	副産石灰肥料	カキガラ副産石灰	アルカリ分	46.0	肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市 高木瀬東二丁 目13番10号	令和11年 10月30日
岩手県第 288号	肉骨粉	CM8.5	窒素全量 りん酸全量	8.5 5.0	—	岩手県化製油脂協同組合	岩手県花巻市 高松第6地割 47番地	令和11年 12月25日
岩手県第 289号	肉骨粉	PCM8.0	窒素全量 りん酸全量	8.0 5.0	—	岩手県化製油脂協同組合	岩手県花巻市 高松第6地割 47番地	”
岩手県第 290号	蒸製毛粉	FM12.0	窒素全量	12.0	—	岩手県化製油脂協同組合	岩手県花巻市 高松第6地割 47番地	”